

令和5年7月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

事務局長 ただいまから、令和5年7月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。
本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 中野委員、17番 松田委員にお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第43号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

7月4日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.3kmの地点にあり、●●●付近の着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は380㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は14,533㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢かつ体調不良により、今後の耕作面積を減少されることを考えられました。譲受人の●●●さんは、経営規模の拡大を検討している際に、譲渡人から

申し出があったもので、これら事由について双方が了承され、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は35年、奥様が●●●歳で農業経験年数は35年です。年間農作業従事日数は、ご本人及び奥様ともに300日となっております。

営農計画ですが、申請地において、ナス等の露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、軽トラック1台、草刈機4台、管理機1台、耕運機2台、トラクター3台、田植機3台、運搬車1台を所有され、営農に係る全ての機械を保有されています。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、4月の初めごろに、譲渡人の●●●さんから自分では管理できないので、買い手がいないだろうかという相談を受けていたところでございますが、現況確認に行ったところ、●●●さんがすでにこの農地を借り受けて野菜等を作っておられました。●●●さんが引き続きこの農地を取得して耕作されるということで、問題ないと思われますのでご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第2項は、●●●委員さんに関する案件になります。●●●委員につきましては、「議事規則第11条」の規程により、議事に参与することができませんので、一度退席をお願いします。

(●●●委員退席)

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月4日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.3kmの地点にあり、先ほど第1項でご説明したほ場の隣の畑で、●●●付近の着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は452㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は6,600㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢かつ体調不良により、今後の耕作面積を減少されることを考えられました。譲受人の●●●さんは、経営規模の拡大を検討している際に、譲渡人から申し出があったもので、これら事由について双方が了承され、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は35年、奥様が●●●歳で農業経験年数は10年です。年間農作業従事日数は、ご本人が250日、奥様が30日となっております。

営農計画ですが、申請地において、酢だいたいや甘夏など、柑橘類の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、軽トラック1台、草刈機3台、管理機1台、トラクター1台、田植機1台、運搬機1台を所有されています。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたしま

す。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 本件の農地は、先ほどの●●●さんの農地に隣接する農地で、写真を見てわかるように柑橘畑になっております。この柑橘畑の隣接地が、農業委員をやっておられる●●●委員の家でありまして、その観点から申し上げますと、非常に管理しやすいのではないかと思います。また引き続き柑橘畑として利用されると聞いておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

(●●●委員着席)

議長 ●●●委員が着席されましたので、第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約1kmの地点にあり、着色した箇所

となります。

申請地は、●●●で、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は591㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は9,538㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。

譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住であるため、通作が困難でこれまで耕作していただいていた●●●さんに譲り渡すことを検討されておられました。譲受人の●●●さんは、これまで賃貸借により耕作されていた当該農地について、譲渡人から農地の贈与の申し出があったもので、これら事由について双方が了承され、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は35年、父親が●●●歳で農業経験年数は65年、母親が●●●歳で農業経験年数は60年です。年間農作業従事日数は、ご本人が120日、父親及び母親がともに150日となっております。

営農計画ですが、申請地において、トマトやカボチャ、ナス、ピーマン等の野菜の栽培を行われ、自家消費の他、●●●の●●●に出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、防除機1台、草刈機2台及び軽トラック1台を所有され、営農に係る全ての機械を保有されています。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 7月7日に事務局と●●●委員さんと私で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりでございますが、この場所は譲受人の実家のすぐ裏ということで、長年ご両親が賃貸借により野菜や花などを作っておられました。譲渡人の●●●さんは、●●●在住ですので、管理が難しいことから、利用権設定も切れるこの機会に譲り渡されることになりました。今後も引き続きご両親も作業されますし、ご

本人も実家の方に通って作業をされますので、問題はございません。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月11日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、大峠推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ200mの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は308㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。

譲渡人は●●●の●●●さんです。

譲渡人の●●●さんは、県外在住で農業後継者もおらず、今後の耕作継続が難しいと考えられました。譲受人の●●●さんは、令和3年6月に空き家バンクの農地付き物件として住居部分を取得され、農地取得の下限面積廃止に伴う法改正を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年、農業従事日数は60日となっております。

営農計画ですが、申請地において、自家消費を中心に露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在は保有機械がありませんが、今後、耕運機や草刈機など、営農に必要な農機具を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 ただいま説明があったとおりでございますが、この農地は隣接しておりまして、令和3年に空き家バンクの農地付き物件として住居部分を取得された遠●●●さんが、農地取得の下限面積廃止に伴う法改正を受け、今回農地を取得するものです。となりの農地も畑を作っておられますので、畑として自家消費として作っていただくと良いと思います。何ら問題はございませんので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月11日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約4.5kmの地点にあり、県道●●●号線沿いの着色した箇所となります。

申請地は、●●●ほか4筆で、地目は、登記・現況ともに田が3筆、面積は2,674㎡、登記・現況ともに畑が2筆で面積が175㎡、農地全体の合計面積が2,849㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●地区、●●●の●●●さんです。

譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者もおらず、市外の親族の方と同居を理由に、宅地と農地を市の空き家バンクに登録されました。譲受人の●●●さんは、この度、市の空き家バンクの農地付き物件として当該農地取得を検討され、本年8月に●●●から家族で移住されるとのことで、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、奥様が●●●歳で、農業経験年数は夫婦ともに0年、農業従事日数も夫婦ともに200日となっております。就農にあたって、地域の農業者や、県立農業大学の短期研修などを通じて、技術習得を行われるご予定です。

営農計画ですが、申請地において、当面は自家消費が中心となりますが、水稻や露地野菜など畑作物の栽培を行われ、将来的には道の駅やJA等へ出荷を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在は保有機械がありませんが、今後、耕運機や草刈機など、営農に必要な農機具を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 内容につきましては事務局から説明のあったとおりですが、表をご覧くださいと思いますが、5筆のうち、上の2筆の田ですが、

隣の方が利用権を設定されて今コシヒカリを作っておられます。非常に管理も行き届いております。その下の3筆、畑2筆、田1筆につきましては、所有者が家庭菜園として利用されておりました。高齢になり何年か作っておられませんが、少し手を入れれば植え付けも出来る状態です。譲受人の●●●さんは農業経験が全くないということですが、水稻と野菜をされるということですが、水稻については隣の方が作っておられる田を作業委託をして植え付けから刈り取り、それから乾燥、調整まで最初のうちは作業委託でやっていくと、畑については自分でされるということです。将来的には、生産から販売まで一貫して自分たちでやりたいというような構想をもっておられます。40代の若いご夫婦で意欲もありますので、特に問題はないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第44号1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月29日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西440mに位置する、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地と道路に囲まれた小農地で、農地法施行規則第45条第2号に規定される第2種農地です。

地番は、●●●、地目は、登記は畑、現況は荒廃、面積は507㎡です。

転用者は、●●●の持分2分の1、●●●さんと弟さんの持分2分の1、●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらが国道●●●号線、ここに●●●の●●●、●●●があり、国道●●●号線から海側に300mほど入ったところで、●●●の前になります。

写真の説明ですが、1枚目は申請地南西側から撮影した写真です。2枚目は申請地東側から撮影した写真です。3枚目は申請地北東側から撮影しております。4枚目は申請地南東側から撮影しております。防風林の面積が107㎡あります。

転用目的ですが、現在居住されている居宅は古く、車も止められなく、また、家の前の市道も狭いため、新たに申請地を譲り受け、自己用住宅1棟及びカーポート2台用を整備し、母親も同居するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側及び東側は譲渡人●●●さん所有の畑がありますが、隣接農地同意書も添付されており特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造ソーラパネル葺2階建ての自己用住宅1棟、建築面積81.98㎡とカーポート2台用29.26㎡を整備される計画です。

敷地面積は507㎡ですが、敷地に防風林107㎡が植栽されており、防風林の面積を除く有効面積は400㎡となり、一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしており、建ぺい率は27.8%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

なお、東側の公衆用道路につきましては、この5条申請許可後、持分を取得されるということです。

用排水計画は、敷地内に、雨水は溜枘を設置し、東側公衆用道路内の側溝から北側市道●●●線横の水路に流し、汚水は東側公衆用道路を経由して、北側市道内の●●●に接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、地ならし程度で整地するため土砂等の流出の恐れはなく適当です。

こちらが平面図となります。1枚目が1階、2枚目が2階の平面

図となります。

こちらが立面図となります。建物の高さは8.3mです。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、6月29日に事務局2名、●●●委員と私とで現地確認を行いました。畑地を転用して自己用住宅を建てるといことです。畑地の方は、所有者の●●●さんがきれいに管理しておられまして全く問題ございません。入ってこられる方につきましては●●●の●●●という●●●地区で家が密集した地域で、隣近所が非常に近く、道路も狭く、また駐車場もないと聞いておりますので、ちょっと住みづらいと思います。問題はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農

用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽、新しい借りが決まったものや、申出書の提出が先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。公告は8月1日付となります。

それではお手元にお配りしています、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和5年8月1日）の資料からご説明いたします。この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。8月1日に設定されるものは、●●●地域の新規のみになりますが、件数1件、筆数1筆、田が3,404㎡、合計が同じく3,404㎡です。

内容については次のページに記載しております。

続いて、利用権設定状況(令和5年8月1日)の資料をご覧ください。この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。8月1日に設定されるものは、●●●地域と●●●地域の新規のみとなりますが、総件数2件、筆数11筆、田が10,595㎡、面積の合計は同じく10,595㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借りは改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

た。

議 長 議案第46号「農地賃借料情報の提供について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第46号「農地賃借料情報の提供について」を説明します。萩市の賃借料情報ということで、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに公告された利用権設定の賃借料水準につきましてご説明します。

7ページの表をご覧ください。上段が水田の部、下段が畑の部となっています。

水田、畑の部それぞれ地域名の横に記載しております、平均額というのが、賃借権（有償）だけの平均額です。表の一番右に記載しております、（参考）地域平均額につきましては、使用貸借（無償）を含めた平均額で表示しています。

なお、物納につきましては6月の総会の際に触れましたが、近年の実態に即した金額となるよう、JA山口県の令和4年産米の概算金をもとに1俵、11,000円で換算しております。

地域によっては、賃借権の筆数に応じて、平均額に差があるものがございます。

例えば、田、水稻の部における●●●地域の場合、賃借権の筆数が12筆あり、この平均額が10,300円となっております。しかし、無償の使用貸借権の91筆を含めた平均となると参考の地域平均額にお示したように地域全体では1,200円となります。

同様に、●●●地域の場合は、賃借権の筆数が292筆で平均額は4,900円となりますが、使用貸借が55筆と少ないため、これらを含めた地域平均額は4,100円となり、地域平均額の変動の差は小さくなります。

年度によって、利用権設定の筆数にも差はありますが、使用貸借権による契約件数も年々増加傾向にあるとともに、近年の資材高騰等の影響で、契約更新時の賃借料を下げられるといった話も聞きますので、今後は賃借料の平均額も下がる傾向が見込まれますが、委員及び推進員の皆様におかれましては、利用権設定などの参考にしていただければと思います。

なお、本総会にてご承認いただいたのちには、市のホームページで資料を公開することとしております。

以上、賃借料情報の提供に係る説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員挙手)

議 長 はい、●●●委員

第15番 【田(水稻)の部】の表で、最高額、最低額の(参考)が萩市全体で最高額21,200円、最低額200円となっていますが、表に200円という数字はないのですが。

事務局 申し訳ございません。集計のエラーですね。記述の間違いでございます。記載は500円でございます。すみませんが、訂正の方よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議 長 それでは採決いたします。議案第46号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第46号は原案のとおり承認いたしました。

議 長 議案第47号「萩市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第47号、萩市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定についてご説明します。議案書は9ページ、10ページをご覧ください。

9ページは本規程の案でございます。萩市農業委員会が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報の保護に関する法律及び萩市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し必要な事項は、萩市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の例によるものです。

10ページに制定理由を記載しております。個人情報の保護に関する法律の一部改正により、3つの法律が統合されるとともに、地方公共団体において改正法が直接適用されることとなり、このたび萩市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されたため、市の

行政機関である農業委員会においても、現行規程の廃止と新たな規程の制定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第47号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第47号は原案のとおり承認いたしました。

議 長 報告事案の前に、追加議案の審議を行います。

議 長 議案第50号「萩市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を、議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第50号「萩市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」についてご説明します。
お配りしております追加議案第50号の資料をご覧ください。
18ページから20ページは本規則の改正案でございます。20ページが一番下、附則の部分を追加いたします。
21ページから25ページが新旧対照表でございます。改正内容は農地利用最適化推進委員の推薦及び応募に係る様式の一部改正です。
第1号様式につきましては22ページをご覧ください。22ページの右側が改正前、左側が改正後でございますけれども、左側の様式において、2、推薦をする者の氏名欄に自署又は記名押印を追記しております。併せて、3、被推薦者、推薦を受ける者の欄に、併せて市税等の納付状況について、萩市農業委員会に対して開示することに同意しますという文言と、氏名欄に自署又は記名押印を追記しています。
第2号様式につきましても、24ページのとおり、3、被推薦者、推薦を受ける者の欄に、併せて市税等の納付状況について、萩市農

業委員会に対して開示することに同意しますという文言と、氏名欄に自署又は記名押印を追記しています。

第3号様式につきましても、25ページのとおり、併せて市税等の納付状況について、萩市農業委員会に対して開示することに同意しますという文言と、氏名欄に自署又は記名押印を追記しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。議案50号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第48号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。議案は11ページ、一覧表は12ページです。

本日は、2件の合意解約が提出されております。それでは、第1項を説明いたします。

●●●ほか2筆で、地目は、登記、現況ともに田で、面積の合計が3,593㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さん自らが耕作をされる予定です。

続きまして、第2項をご説明いたします。●●●ほか1筆で、地目は、登記、現況ともに田で、面積の合計が3,711㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さん自らが耕作をされる予定です。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ●●●さんがやめられる理由はなんですか。

事 務 局 体力の低下と言われていましたが、高齢に伴う面積の縮小ということで来られました。

議 長 ●●●さんが今現在、かなり耕作されていますね。それをやめるということになるとあとが大変ですね。

事 務 局 2件目の●●●の●●●さんの分は息子さんが●●●から通って管理される話をされておりました。できるかなというところはあるんですが、しっかり管理していただきたいと思います。以上です。

議 長 今お聞きのとおりです。●●●さんをよく知っておりますが、かなり精力的に●●●地区を耕作されていたのですが、歳には勝てないというところですね。

特に発言がないようですので、以上で議案第48号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第49号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第49号の第1項について説明いたします。議案は14ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月23日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東970mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は159㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、住宅に囲まれた地域となります。

申立てによると、申請地は、昭和49年から昭和53年にかけて●●●～●●●に分筆され、現在は隣接する宅地●●●及び●●●と一体をなし、通路や庭など宅地として利用されているとのことです。

本調査によると、申請地は隣接する宅地●●●及び●●●と一体化して通路や庭として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

昔から、切り売りされて最終的にこういう風なかたちで残ってしまった農地が、非農地化しているということでございます。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項について説明いたします。

6月12日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南2.6kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は41㎡外1筆で合計面積は5,175㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、県道●●●線と宅地や山林に囲まれた地域となります。

申立てによると、申請地●●●は、昭和50年代前半に、●●●建設の際に造成用の土が切土された場所で、その後10年程度は果樹園として夏みかんを栽培していたが、斜面の崩壊等により以後耕作しておらず、雑木等が生い茂り農地としての現況をとどめていないとのことです。また、●●●は切土の際の大型車両の進入路として、その後果樹園への進入路として利用されていたとのことです。

本調査によると、申請地2筆は、雑木等が生い茂り農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項について説明いたします。

6月8日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西4.8kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は247㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、市道と山林に囲まれた地域となります。

6月総会で3条申請がありました農地の上になります。

申立てによると、申請地は、年月日不詳であるが柑橘が栽培されていたが、急斜面で陽当たりも悪いことから管理放棄され、現在30年生から40年生の雑木等が繁茂しているとのことです。

本調査によると、申請地は、竹や雑木等が生い茂り、農地として

の現況をどどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第4項について説明いたします。議案は15ページです。

7月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●支所から南西に約3kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は76㎡外9筆で合計面積は5,219㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●という所で山林に囲まれた地域となります。

申立てによると、申請地10筆は申請者の父親が耕作していたが、平成14年5月29日に交通事故での受傷後、耕作放棄しており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、●●●は長狭物の河川として、●●●は長狭物の道路として利用されており、また、●●●は30年生位の杉が植えられた山林として利用されており、残りの7筆は雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

なお、長狭物とは地籍調査独自の用語で、道路、河川、鉄道線路等の細くて長い敷地を持つものを長狭物と言います。登記簿は長狭物と記載してありますが、地番地目は田や畑になっています。地籍調査係に確認しましたら、現地確認不能ということで現地は確認できないのですが、むかしここにあったであろうということで、むかしの地番と地目と面積がそのまま生きていて、ただ登記だけがそのまま田んぼ、畑になっており、固定資産税も田んぼ、畑で課税されており、申請者から非農地にして欲しいと申請がありましたので、現地確認でこのあたりだったであろうということです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第5項について説明いたします。議案は16ページです。

6月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西2kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は256㎡外1筆で合計面積は584㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地の●●●で、市道と山林に囲まれた地域となりま

す。また、こちらが申請地の●●●で、県道●●●線と山林に囲まれた地域となります。

この2筆の農地も6月総会で3条申請がありました農地の上になります。

申立てによると、申請地2筆は、昭和60年に贈与により取得したが、取得当初から耕作しておらず、隣接する山林と一体化しつつあり、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地2筆は、竹や雑木等が生い茂り山林化しており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案36号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会